

事 務 連 絡
令和 3 年 7 月 2 日

各

都道府県
市 町 村
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

海外在留邦人等に対する職域接種会場でのワクチン接種事業について

日本政府においては、在留邦人保護等の観点から、一時帰国中の海外在留邦人等に対し、日本国内で新型コロナウイルスワクチンを接種する事業を実施することとしています。

予防接種法上の臨時接種は、日本国内に居住している方のみが接種対象となりますが、今般の事業では、日本国内に居住していない海外在留邦人等に対し、新型コロナウイルスワクチンの接種を行うこととなります。

8月1日以降、成田空港及び羽田空港内に特設の接種会場を設け、接種事業を進めていく予定ですが、それに先立って、本日以降、海外在留邦人等が所属する企業等の職域接種会場で接種を受けることを希望する場合には、所要の経路を経た上で、本事業の一環として当該会場にて接種を受けることが可能となります。

本事業の詳細は以下の外務省ホームページに掲載されていますので、内容について御了知いただきますようお願いいたします。

なお、本事業は国の事業として実施されるものであり、都道府県及び市区町村に事務が生じることはありません。

<外務省ホームページ>

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>